主 文 原判決を破棄し、本件を東京地方裁判所に差戻す。 理 由

上告人は原判決を破葉する旨の判決を求め、別紙記載の上告理由を陳述した。 上告理由第一点について

右のように被上告人らの事実主張が不十分であるときは、原審としては釈明権を 行使してこれを明確にさせるべきであり、また、当事者の主張事実と異なる事実を 認定するにしても、それが訴訟の勝敗にただちに関係する事実であるときは、適宜 の処置をもつて上告人に防禦の機会を与えるべきであつたから、原審の審理には審 理不尽の瑕疵があることを否定できず、その瑕疵が判決に影響を及ぼさないとはい いがたい。

よって、上告人の主張は理由があり、第二建物の敷地の利用関係については更に事実審理の必要があると考える。そして、右利用関係についての事実認定は、必然的に第一建物の敷地の利用権ひいては第一建物の所有権の帰属に関する判断と関連を生ずるから、これらのすべてについて審理をとげるため、原判決全部を取消し、事件を原裁判所に差戻すのが相当である。

以上の理由により主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 近藤完爾 裁判官 田嶋重徳 裁判官 吉江清景)